

内水面における特別採捕許可の取扱方針

(趣旨)

第1 山形県漁業調整規則（以下「規則」という。）第45条第1項に規定する試験研究等の適用除外を受ける許可のうち内水面にかかるもの（内水面における特別採捕許可。以下「許可」という。）の取り扱いについては、規則及びこの方針の定めるところによる。

(許可の対象)

第2 この許可は次のいずれかに該当し、公共的かつ非営利的なもので、関係者の理解と同意が得られ、十分に内容が精査された場合に行う。

- 1 試験研究
試験研究、資源量調査、環境影響調査等
- 2 教育実習
学校教育の一環としての実習、公益団体による展示用の魚類採捕等
- 3 増養殖用の種苗の供給（自給を含む。）
ふ化放流を行うための親魚採捕、親魚・稚魚の移植等（サケについては、増殖経費に充てるための余剰卵販売を含む）
- 4 その他知事が適当と認める内容

(許可の対象者)

第3 許可の対象者は以下のとおりとする。

官公庁、教育委員会、学校、公益法人、内水面漁業協同組合連合会、内水面漁業協同組合等

(許可の有効期間)

第4 許可の有効期間は1年以内とする。

(許可の申請)

第5 許可の申請に必要な書類は以下のとおりとする。

- 1 特別採捕許可申請書
- 2 採捕の区域を示す図面
- 3 使用漁具及び漁法の模式図
- 4 同意書の写し（漁業権者、官公庁等関係者の同意が必要な場合）

(許可証の書換え交付の申請)

第6 許可証の書換え交付は以下に掲げる事項に変更が生じた場合に限る。

- (1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 採捕に従事する者の氏名及び住所

2 許可証の書換え交付の申請に必要な書類は以下のとおりとする。

- (1) 特別採捕許可証の書換え交付申請書

附 則

この方針は令和2年12月1日より施行する。